

# 荒尾駅周辺道路沿道利活用検討支援及び荒尾駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定業務委託仕様書

## 1 業務委託名

荒尾駅周辺道路沿道利活用検討支援及び荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託

## 2 業務目的

荒尾市の中心拠点の一つである荒尾駅周辺地区では、荒尾競馬場跡地を活用した南新地区土地区画整理事業を核とした荒尾駅周辺の再生を目指しており、住民参加型のワークショップの実施等による地元と一体となった同地区全体のにぎわい創出に向けた検討を進めた結果、駅周辺の回遊性の不足、バリアフリー化の推進の必要性などの課題が整理されたところである。

そこで、本業務では沿道利活用の方針の検討を行うとともに、同地区のバリアフリー化推進に向けてバリアフリー基本構想の策定を行うことで、同地区の整備方針を明確にし、誰もが安全・安心・快適に回遊できるウォークアブルな空間の形成を実現することを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

なお、本事業は繰越しを予定していることから、業務委託期間については、議会から当該事業に係る予算の繰越しの承認を受けた後、発注者と受注者で協議の上、契約変更を行う予定である。

## 4 業務内容

### (1) 業務計画

検討の目的、手法等を明らかにし、業務計画を作成する。

### (2) 基礎調査

#### ア 基礎情報の把握

計画策定に必要な情報について、収集及び整理を行う。

<調査項目例>

- ・市の上位計画、関連計画、各種まちづくり計画等を整理
- ・旅客施設、周辺道路、路外駐車場、都市公園、建築物の概況、公共交通のルート、停留所、主要動線等
- ・目的地となる店舗・施設、利用が考えられる公共空間・低未利用地等

#### イ 道路・土地・建物の状況の整理（ウォークアブル検討）

検討対象範囲における駅前広場及び道路の幅員構成等の現況、沿道の土地・建物の現況、権利関係等を、道路台帳、都市計画基礎調査、土地・建物登記簿（公用で取得）等の既存資料を基に整理する。

#### ウ バリアフリー検討に関する現地調査

現地調査は、机上調査結果を基に、生活関連経路候補（主たる動線と想定される

経路)の歩道の幅員・段差・勾配及び生活関連施設候補(鉄道駅・商業施設・福祉施設・文化施設など)のバリアフリー化状況等を把握する。

(3) 荒尾駅周辺地区沿道利活用方策(ウォーカブルなまちづくり)の検討

荒尾駅周辺(荒尾駅舎・自由通路・駅前広場(西口・東口))及びあらお海陽スマートタウン

ア 荒尾駅周辺地区におけるウォーカブルの方針検討

(ア) 荒尾駅周辺地区におけるウォーカブルのコンセプト(テーマ)の設定及び目指すべきシーンの検討

荒尾駅周辺地区におけるウォーカブルのコンセプトを設定の上、ウォーカブルなまちづくりの推進により目指すべきシーン(誰が、いつ、どこで、どのような利用をするか。)を複数検討する。

(イ) 初動エリアと回遊ルートの設定

ウォーカブルなまちづくりの中で核となる場所や初動的に取り組める場所、それらを結ぶ回遊ルート・主動線を設定する。

(ウ) 具体的取組の検討

初動エリアにおける目指すべきシーンの実現に向けて、空間的な活用、場所の活用方法、ルールなど、具体的取組を検討する。

(エ) 活用する制度、補助事業等の検討

荒尾駅周辺地区沿道利活用方策の取組に際し、活用することが有効と考えられる制度、補助事業等を検討する。

(オ) 沿道における街並み形成の検討

荒尾駅周辺及び道路沿道の建物について、用途転換、リノベーション、修景、建て替え等を促進するため、地区計画等の都市計画手法の活用について検討する。

イ 荒尾駅周辺整備の概略検討

(ア) 荒尾駅周辺整備の必要性及び方向性の検討

荒尾駅周辺地区の現況、バリアフリーの観点、荒尾駅周辺における開発動向等を踏まえ、荒尾駅周辺整備の必要性及び整備の方針を検討する。

(イ) 必要な施設の機能等の検討

(ア)を踏まえ、駅舎、駅前広場及び東西自由通路の機能並びに今後の荒尾駅周辺に必要となる施設の機能等について検討する。

(ウ) 荒尾駅周辺の整備方針の検討

(イ)を踏まえ、各種交通及び歩行者の動線等に留意し、荒尾駅周辺整備において必要となる施設の機能及び施設の配置並びに荒尾停車場線における再整備イメージを検討する。

ウ 関係人材、事業者等へのヒアリング

歩いてまちを楽しめるウォーカブルなまちづくりの担い手及び利用者になり得る関係人材、事業者等を抽出し、ウォーカブルなまちづくりへの参画意向等について、ヒアリングを行う。

(4) バリアフリー基本構想の策定

ア 関係機関及び関係団体ヒアリング

(ア) 関係資料作成

関係機関及び関係団体ヒアリングについて必要な資料の作成を行う。

(イ) ヒアリング

関係機関及び関係団体との連携を図るため、バリアフリーに関する意向等のヒアリングを行う。

イ まち歩き点検

策定協議会委員関係団体メンバー、事業者等が参加するまち歩き点検を実施する。また、点検後には、意見集約を実施する。

ウ 課題の抽出

(2)基礎調査、上記ア・イ等を踏まえ、課題の抽出等を行う。

エ 基本構想（案）の作成

(ア) 整備地区の基本構想（案）

重点整備地区の基本構想（案）を作成する。策定に当たっては、以下の項目の明示を原則とする。

- ① 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
- ② 重点整備地区の位置・区域
- ③ 生活関連経路及び生活関連施設並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ④ 実施すべき特定事業その他事業に関する事項  
(対象施設（整備箇所）、事業者、整備内容、事業実施時期等)
- ⑤ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項  
(市街地開発事業で整備される施設や経路について実施する事項等)

(イ) バリアフリーの実現に向けた進行管理

基本構想策定以降の継続的な進行管理、体制について検討を行う。

(ウ) パブリックコメントの実施支援

構想案に関するパブリックコメントに必要となる資料の作成を行うとともに、これにより得た意見への対応方針の検討を行う。

オ 基本構想の作成

パブリックコメントで得られた意見を取りまとめ、基本構想を策定する。

(5) 会議の運営支援

ア ウォークブル研究会（仮称）の実施支援

ウォークブル研究会（仮称）を開催し、ウォークブルなまちづくりの担い手及び利用者になり得る荒尾駅周辺地区の関係者とともに、公共空間への働きかけを通じて、多様な価値の実現を図るため、空間の評価、課題の特定等を行いながら、具体的取組の検討、アイデア出し等を行う。

イ バリアフリー基本構想策定協議会の運営支援

バリアフリー基本構想策定協議会の開催を支援する。支援内容は、会議資料の作成、会議への参画及び会議録要旨の作成とする。

(6) 成果品作成

検討結果を成果品として取りまとめる。

(7) 打合せ協議

打合せ協議は、3回（うち中間1回）行うものとする。

5 成果品

(1) 業務報告書（A4判、ファイル綴じ） 2部

(2) バリアフリー基本構想（A4判） 2部

(3) 上記の電子データ一式

(4) バリアフリー基本構想の内容を音声化したデータ（MP3形式） 1式